

育児休業中の掛金免除となる要件が変わります！

育児休業中は掛金免除の要件を満たせば全額免除しますが、令和4年10月1日から免除要件を一部変更します。掛金免除するには共済組合への申出が必要ですので、申出時や免除要件に該当するか判断がつかない場合等、不明な点があればお問合せください。



令和4年9月までの免除要件

1 毎月給与・期末勤勉手当

支給月の月末時点で育児休業中であること。

令和4年10月からの免除要件 ※変更点は網掛

1 毎月給与

支給月に下記①、②の**いずれかに**該当すること。

- ① 月末時点で育児休業中であること。
- ② 育児休業開始日と復帰日が同月の場合、その育児休業期間が**2週間（14日）以上**であること。

【例】以下の場合における、11月給与支給に係る掛金について

| 育児休業期間 | 免除 | 要件 |
|---------------|-----|---------------|
| 10月1日～11月30日 | ○ | 上記①に該当 |
| 10月1日～11月29日 | × * | 上記①・②いずれにも非該当 |
| 11月10日～11月29日 | ○ | 上記②に該当 |
| 11月20日～11月29日 | × | 上記①・②いずれにも非該当 |
| 11月20日～11月30日 | ○ | 上記①に該当 |

※ 10月給与支給に係る掛金は免除。

2 期末勤勉手当

支給月に下記①、②の**いずれも**満たしていること。

- ① 月末時点で育児休業中であること。
- ② 育児休業期間が**1か月を超えている**こと。

【例】以下の場合における、12月期末勤勉手当支給に係る掛金について

| 育児休業期間 | 免除 | 要件 |
|--------------|----|-----------------|
| 11月1日～12月15日 | × | 上記①を満たしていない |
| 12月1日～12月31日 | × | 上記②を満たしていない |
| 12月2日～1月1日 | × | 上記②を満たしていない |
| 12月1日～1月1日 | ○ | 上記①・②いずれも満たしている |
| 12月2日～1月2日 | ○ | 上記①・②いずれも満たしている |